

議案第58号

関市印鑑条例の一部改正について

関市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年12月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

印鑑登録証明書の記載事項から性別に関する事項を削除等するため、この条例を定めようとする。

関市印鑑条例の一部を改正する条例

関市印鑑条例（昭和51年関市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」に改める。

第11条第1項中「光学画像読取装置」を「スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）」に、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、「打出しを含む。」の次に「以下同じ。」を加え、第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る印鑑の登録から適用し、同日前の申請に係る印鑑の登録については、なお従前の例による。

3 改正後の第11条第1項の規定にかかわらず、当分の間、市長は、なお従前の例により印鑑登録証明書に記載することができる。ただし、印鑑登録証明書の交付を申請する者が当該証明書に男女の別を記載することを希望しない旨を市長に申し出たときは、この限りでない。